***

一般

平成23年度 事務事業評価表（平成22年度分に係る報告）

評価対象事務事業名	地籍調査修正事業			事業ｺｰﾄﾞ	1901
担当課等	所属名	玉山総合事務所 税務住民課		担当係名	
	課長名	玉山総合事務所 税務住民課	担当者名	玉山総合事務所 税務住民課	電話番号 116

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	適正な土地利用計画の推進	コード 1
	基本事業	土地利用の管理・指導	コード 2	関連予算費目名	一般会計 02款01項14目 国土調査事業（単独）（007-02）	
	特記事項					
事業期間	○ 単年度	● 単年度繰返	○ 期間限定複数年度	⇒（開始年度 平成9年度～）		
事務事業の概要	昭和40年度から平成8年度までに実施した旧玉山村国土調査事業の成果誤りを修正する。					
根拠法令等	地方税法第381条第7項の規定に準ずる。					

この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和48年10月24日付経済企画庁総合開発局国土調査課長指示「地籍調査の成果の誤り等の処理について」による。

この事務事業に対して関係者（市民，議会，事業対象者，利害関係等）からどのような意見・要望が寄せられているか

筆境界確定について、照会等問い合わせがある。

事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令）はどう変化したか。今後の見通しはどうか

国土調査事業を実施して相当の年数が経過したことにより、調査当時の所有者が死亡している等、錯誤原因調査が困難となっている。

2. 事務事業の実施状況（Do）

①対象（誰を，何を対象としているのか）	旧玉山村で実施した国土調査事業による地籍調査の成果	⇒	②対象指標（対象の大きさを示す指標）	A. 調査実施面積	単位	km2
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段（事務事業の内容，やり方，手順）	22年度実績（22年度に行った主な活動） 土地所有者から申出のあった国土調査の成果の誤りについて測量調査等を行い法務局の土地登記簿の地積及び地図の修正をおこなった。 23年度計画（23年度に計画している主な活動） 22年度と同様	⇒	④活動指標（事務事業の活動量を示す指標）	A. 土地所有者からの申出件数	単位	0件
				B. 測量業務等委託件数	単位	1件
				C.	単位	
⑤意図（この事業により対象をどのように変えるのか）	土地所有者からの申出を調査し内容が国土調査事業による誤りである場合は当該成果により誤って登記されていた地籍内容を法務局に申請し正しい土地登記簿に修正を行う。当該土地登記簿にあわせて土地課税台帳の修正による適正な土地の賦課業務を実施する。	⇒	⑥成果指標（意図の達成度を示す指標）	A. 修正登記件数 【指標の性格：○ 上げる ○ 下げる ● 維持する 】	単位	件
				B. 【指標の性格：○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する 】	単位	
				C. 【指標の性格：○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する 】	単位	
⑦結果（上位基本事業の意図：上位の基本事業にどのように貢献するか）	適法に土地利用される	⇒	⑧上位成果指標（上位基本事業の成果指標）	市域における都市計画区域の割合（単位：%） 市域における農用地区域の割合（単位：%） 市域における森林区域の割合（単位：%）		

2. 事務事業の実施状況（続き）

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度計画	22年度実績	23年度計画	24年度計画	目標年度目標値
対象指標A	調査実施面積	km2	283.45	283.45	283.45	283.45	283.45	283.45	年度
対象指標B									年度
対象指標C									年度
活動指標A	土地所有者からの申出件数	0件	2	0	1	0	1	1	年度
活動指標B	測量業務等委託件数	1件	0	0	1	1	1	1	年度
活動指標C									年度
成果指標A	修正登記件数	件	2	3	1	3	3	3	年度
成果指標B									年度
成果指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度計画	22年度実績	23年度計画	24年度計画	*****
事業費	A	千円	0	0	0	0	0	0	*****
財源内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円							*****
	合　計（④～⑧）（=A）	千円	0	0	0	0	0	0	*****
延べ業務時間数		時間	100	100	100	100	100	100	*****
職員人件費（B）（臨時職員賃金は，事務費に含む）		千円	400	400	400	400	400	400	*****
トータルコスト（A）＋（B）		千円	400	400	400	400	400	400	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は，結果(政策体系)に結びついていますか？	○ 見直す余地がある　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 結びついている 理由:国土調査事業成果による登記事項の誤りを修正する事務であり、土地登記事項を適正に表示修正することにより、土地の適正な賦課・地図利用ができる。
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？　税金を使って達成する目的ですか？	○ 見直す余地がある　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 妥当である └「妥当」とする理由:○ 法定事務である　● 内部管理事務である　○ その他 理由:
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？　広げられませんか？　また絞らなくてよいですか？	○ 拡大または絞る余地がある　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 現状で妥当である └「妥当」とする理由:○ 法定事務である　● 内部管理事務である　○ その他 理由:
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして，成果向上できませんか？	○ 拡大または絞ることができる　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 現状で妥当である └「妥当」とする理由:○ 法定事務である　● その他 理由:国土調査事業成果により登記事項の変更がなされた事項を修正する事務であるため。
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	● 向上余地がある　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ○ 向上余地がない その内容:旧玉山村の地籍調査事業は平成8年度に全域終了し、それ以降、成果品や関係書類を税務住民課が賦課資料の一つとして保管・管理し合併後現在に至っている。しかし、国土調査事業の成果を含めた関係書類の閲覧や成果の誤り修正事務については、測量技術や土地登記事務ついて専門的知識を要することから、地籍調査担当部局である林政課で行うことが適正かつ効率的と思量される。
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合，施策の成果に及ぼす影響はありますか？	○ 影響がない　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 影響がある その内容:国土調査事業成果により、登記事項の変更がなされた事項の誤りを修正する事務であるため廃止はできない。
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国，県，市の内部，民間)はありませんか？	● 類似事業がある ○ 類似事業がない 事業名:地籍調査事業 ※類似事業がある場合，その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？ 統廃合・連携検討　● できる　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ○ できない その内容:事務事業の見直しのなかで検討すべきものと思料される。
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありませんか？	○ 削減余地がある　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 削減できない 理由:測量・登記申請事務につては、資格が必要なことから委託せざるを得ない。
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	○ 削減余地がある　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 削減できない 理由:林政課への業務統合により，事務軽減は図られるが，他業務も兼務しているため減員は困難。
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	○ 適正化余地がある　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 公平・公正である ○ 特定の受益者はいない 理由:登記事項が事実と相違していることにより課税上支障があるため地方税法の修正申出に準じて、国土調査成果の誤りを修正するものであるため。
	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	○ 適正化余地がある　⇒ 4. 事務事業の改革案へ ● 公平・公正である ○ 特定の受益者はいない 理由:登記事項が事実と相違していることにより課税上支障があるため地方税法の修正申出に準じて、国土調査成果の誤りを修正するものであるため。

4. 事務事業の改革案（Plan）

改革／改善方向	①改善の方向性（この事務事業をどう変えていくか，廃止や拡充，事業方式改善など） ※複数ある場合は，代替案その1，代替案その2とすること 事務事業見直しによる、業務統合 ②改革，改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？　それをどう克服していきますか？ （関連部門や全庁的な調整の必要性，トップへの要望も含む）

5. 課長意見

一次評価	（1）一次評価者としての評価結果 ① 必要性：　● 妥当　○ 見直し余地あり ② 有効性：　● 妥当　○ 見直し余地あり ③ 効率性：　○ 妥当　● 見直し余地あり ④ 公平性：　● 妥当　○ 見直し余地あり	（2）全体総括（振り返り，反省点）
今後の方向性と改革改善案	（3）今後の事務の方向性（改革改善案） ☐ 終了　☒ 継続 ☐ 廃止　☐ 休止 → ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） ☐ 改革改善を行う ☒ 事業統廃合・連携 方向付けの理由と改革改善の内容 地籍調査業務を専門的に行っている林政課に事務一元化することにより，市として将来にわたり適正な事務処理が見込まれる。円滑な事務統合に向け，玉山総合事務所で保管している国土調査書類の分類整理を行うとともに林政課との協議調整を推進する。	